

議案第 66 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立介護予防拠点施設

(1) 取手市立いきいきプラザ

取手市取手二丁目 8 番 2 号

(2) 取手市立げんきサロン戸頭西

取手市戸頭八丁目 10 番 1 号

(3) 取手市立げんきサロン稲

取手市稲 70 番地

(4) 取手市立げんきサロン藤代

取手市藤代 700 番地

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会

会長 河 口 澄 弘

取手市寺田 5144 番地 3

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

取手市立いきいきプラザ、取手市立げんきサロン戸頭西、取手市立げんきサロン稲及び取手市立げんきサロン藤代の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。